

第 6 回 G 7 データ保護・プライバシー機関 ラウンドテーブル



個人情報保護委員会

第6回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル

会議の概要

開催日	2026年6月25日（木）～26日（金）
場所	フランス・パリ
主催者	フランス情報処理と自由に関する国家委員会（C N I L）
参加者	G7各国のデータ保護・プライバシー機関（D P A）の委員長級及び関連国際機関等（G P A、G P E N、A P P A、A F A P D P、韓国P I P C、C o E及びO E C D（※1））の代表者
概要	・D F F T、先端技術及び執行協力の各作業部会における取組について報告・議論 ・コミュニケ及び声明を採択
成果文書	・コミュニケ ・プライバシー保護に配慮した年齢認証に関する声明 ・インターネットに接続された家庭用機器とこどものプライバシーに関する共同文書
その他	・I N R I A（※2）の研究者2名が、言語処理やデータサイエンスに関する最新の研究動向についてプレゼンテーションを実施。クララ・シャパーズフランスデジタル及び人工知能担当大使が、G7首脳会議及びデジタル・技術大臣会合の成果について報告。 ・6月24日（水）に、フランスC N I Lが、本ラウンドテーブルのサイドイベントとして「プライバシー・リサーチ・デー」を開催した。同イベントは、様々な分野の研究者や学術関係者を招いて規制当局との対話を行うものであり、「G7 Data Protection Authorities “Research” Roundtable」と題したセッションにG7 D P Aの委員長級が登壇。当委員会は、学術研究コミュニティとの連携状況及び学術研究内容を実際の執務に活用した事例について、事務方から紹介。

（※1）

G P A（Global Privacy Assembly：世界プライバシー会議）

G P E N（Global Privacy Enforcement Network：グローバルプライバシー執行ネットワーク）

A P P A（Asia Pacific Privacy Authorities：アジア太平洋プライバシー機関）

A F A P D P（Association francophone des autorités de protection des données personnelles：フランス語圏データ保護機関協会）

P I P C（Personal Information Protection Commission：韓国個人情報保護委員会）

C o E（Council of Europe：欧州評議会）

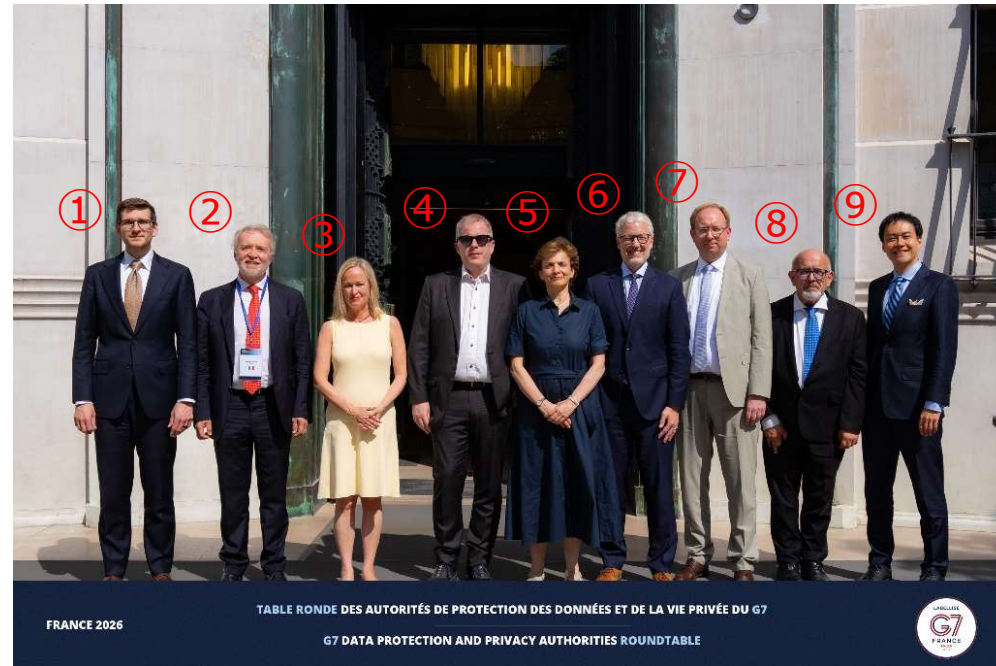
O E C D（Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）

（※2）

I N R I A（Institut national de recherche en sciences et technologies du numérique：フランス国立デジタル科学技術研究所）

なお、Institut National de Recherche en Informatique et en Automatique（フランス国立情報学・自動制御研究所）より名称変更をしたものの、略号は従前のものを使用。

第6回G7 DPAラウンドテーブルの各国委員長級出席者



①	(アメリカ・F T C) ルーカス・クロスロー首席法律顧問 Federal Trade Commission ～連邦取引委員会～	⑥	(カナダ・O P C) フィリップ・デュフレーヌ委員 Office of the Privacy Commissioner of Canada ～カナダプライバシー・コミッショナー事務所～
②	(イタリア・Garante) ※写真はアグスティノ・ギーリア委員 パスクアーレ・スタンツィオーネ委員長 Garante per la protezione dei dati personali ～個人データ保護当局～	⑦	(ドイツ・B f D I) アンドレアス・ハルトル副委員 Der Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit ～連邦データ保護・情報自由監察官～
③	(E U・E D P B) アヌ・タルス議長 European Data Protection Board ～欧州データ保護会議～	⑧	(E U・E D P S) ヴォイチェフ・ビブロフスキー総裁 European Data Protection Supervisor ～欧州データ保護監察機関～
④	(イギリス・I C O) ポール・アーノルド最高執行責任者 Information Commissioner's Office ～情報コミッショナーオフィス～	⑨	(個人情報保護委員会) 石若寿秀企画官
⑤	(フランス・C N I L) マリー・ロール・ドウニ委員長 Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés ～情報処理と自由に関する国家委員会～		

三つの作業部会の取組

- **D F F T (Data Free Flow with Trust : 信頼性のある自由なデータ流通) 作業部会**
(共同議長国 : 当委員会、独 B f D I)
D F F T の推進に係る取組として、G 7 の各法域における越境データ移転のためのインフラについての対話を継続することを合意。
- **先端技術 (Emerging Technologies) 作業部会** (議長国 : 英 I C O)
昨年のおタワ会合及びフォローアップ会合で議論したインターネットに接続された家庭用機器とこどものプライバシーに関する共同文書を採択し、C N I L が取りまとめた「スマートグラスに関する G 7 D P A によるアプローチの概論 (※ 1) 」や A I エージェントについて議論。
- **執行協力 (Enforcement Cooperation) 作業部会** (共同議長国 : 当委員会、米 F T C)
当委員会主導で作成し、昨年のラウンドテーブル議長国であるカナダ O P C の公式サイトにおいて掲載中の執行事例共有フォーマット (※ 2) に係る他フォーラムへの展開及び当委員会による G 7 D P A における公開執行事例のレポジトリ構築について合意。

次回会合について

- 次回会合は F T C が議長国を務める予定。

(※ 1)

https://www.cnil.fr/sites/default/files/2026-06/g7_dpas_compendium_of_approches_on_smart_glasses.pdf

G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおいて議論を実施したものの、当該概論は CNIL 名義の文書として位置づけられ、CNIL の公式サイトにおいて公開。

(※ 2)

[Enforcement cooperation format - Office of the Privacy Commissioner of Canada](#)

プライバシー保護に配慮した年齢認証に関する声明

【背景と文脈】

- G 7 データ保護・プライバシー機関2026行動計画パラグラフ13記載の「先端技術がプライバシー、特にこどものプライバシーに及ぼし得る影響を引き続き注視する」とのコミットメントを受け、ラウンドテーブルにおいて、年齢認証に関する最近の動向と課題について議論。
- G 7 の各法域において、各規制枠組みはデジタル環境におけるこどもの保護に取り組んでおり、一部の法域では年齢認証技術の使用を奨励。

【G 7 D P A の問題意識】

- 年齢認証は有用である一方、デジタル環境におけるこどもの保護のためのツールとしては、リテラシーの醸成等も重要であるところ、年齢認証はそうしたツールの一つに過ぎず、無差別な年齢認証技術の使用は個人の権利と自由に対して重大なリスクをもたらす可能性。
- 年齢認証は、適切なプライバシー保護が伴う方法で、かつ、状況に応じて利用されるべきであることを強調。

【年齢認証の文脈において今回議論されたデータ保護・プライバシーの論点】

- 年齢認証技術の運用や開発に関して、考慮すべき事項を以下のとおり例示。

権利と自由の保護
プライバシーリスクの防止と目的の限定
収集、利用及び保存期間の制限
有効性
適法性、公正性及び透明性
プライバシー・バイ・デザイン
セキュリティ

【今後に向けて】

- 今後も G 7 D P A 内で情報交換、他の国際フォーラムにおける議論への貢献方法の検討を継続することに合意。
- メディア及びオンライン安全分野を含む他の規制当局との関与を継続することにコミット。